

仕様書番号	営7-19
作成年月日	令和7年4月2日
作成責任者	業務隊管理科 防衛技官 宮本 憲成

## 高架水槽等清掃役務

図面番号	図面名称
1 / 3	仕様書(1)
2 / 3	仕様書(2)、案内図、配置図
3 / 3	高架水槽断面図、受水槽平面図・断面図

- 1 役務件名  
高架水槽等清掃役務
- 2 施工場所  
長野県松本市高宮西 1 - 1 陸上自衛隊松本駐屯地
- 3 概要  
高架水槽及び受水槽の内部清掃、洗浄及び消毒  
(高架水槽 (H=26m、35m<sup>3</sup>) 1基、受水槽 (RC 125m<sup>3</sup>×2槽) 1基、水質検査1式)
- 4 一般事項
- (1) 本仕様書は、高架水槽等清掃役務について適用する。
  - (2) 本役務は、本仕様書による他、国土交通省制定の公共建築工事標準仕様書及び、建築保全業務共通仕様書、その他関係法令等を準拠するものとする。
  - (3) 本仕様の作業に関して、十分な知識、経験及び技術を有し、かつ作業を完全に遂行できるものとする。
  - (4) 特記なき限り、本件に使用する材料はすべて新品とし、監督職員の検査を受けて合格したものを使用すること。
  - (5) 現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり関連法令を厳守し行うこと。現場代理人は、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講じる等安全管理を徹底させること。
  - (6) 着手に先立ち、監督職員と協議のうえ計画工程表を作成し提出するほか、監督職員に示される着手届、現場代理人指名通知書等の書類を速やかに提出すること。
  - (7) 役務写真は、作業前・作業中・作業後、隠ぺいとなる箇所、材料及び監督職員が指示するものを作業用アルバム (A 4縦型) に整理のうえ提出すること。
  - (8) 図面と仕様書の内容に相違又は明示無き場合若しくは疑いを生じた場合は、監督職員と協議のうえ内容を確認すること。
  - (9) 本仕様書及び設計図書に記載なき事項といえども技術上当然必要とする事項については、請負者の負担において実施すること。
  - (10) 請負者は、役務に際して駐屯地等内での行動は、監督職員の指示に従うとともに、作業地域以外への立入りは行わないこと。
  - (11) 請負者は、本役務に関する事柄について、その内容が流出しないよう処置を講ずること。
  - (12) 既存施設、設備等の保護には十分注意し、損傷等させた場合は請負者の負担において早期に補修し、原形に復旧すること。
  - (13) 事故発生時には、速やかに監督職員に報告すること。
  - (14) 本役務に必要な電気、水等は請負者において負担する。但し、機器の試運転調整等での運転に必要な電気等の使用については、その限りではない。
  - (15) 撤去等により発生した金属類発生材 (鉄くず) については、監督職員の指示する場所へ搬入するとともに、発生材調書を提出する。その他発生材は、請負者の負担において、関係法令の定めに従い適正に処理するものとする。
  - (16) 役務請負者は「国等による環境物品等の調達等に関する法律」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に示された基準に適合した作業を行うこと。
  - (17) 外国人建設就労者を作業に従事させる場合は監督官より指示された書類を提出の上、許可を得た後作業に従事させること。

5 特記事項

(1) 適用範囲等

- ア 高架水槽及び受水槽の清掃は本仕様書のほか、水道法 (昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号) 及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (昭和 4 5 年法律第 2 0 号) に基づき入念に施工すること。
- イ 下記の事項は、事前に監督官へ必要書類を提出し、承認を得るものとする。
- (ア) 作業従事予定者の直近 6 ヶ月以内に受診した腸内細菌検査記録に関すること。
  - (イ) 本役務を実施する請負業者は、ビル管法に基づく登録業者であること。
  - (ウ) 現場代理人は、下記のいずれかに該当する者でなければならない。
    - ・ビル管法第 7 条に基づく建築物衛生管理技術者の免状を有する者
    - ・ビル管法施行規則第 2 8 条第 4 号に基づく厚生労働大臣の講習を受けた者
  - (エ) 作業従事者は、ビル管法施行規則第 2 8 条第 5 号に基づく厚生労働大臣の講習を受けた者であること。
- ウ 衛生的な作業に留意すると共に、作業時間 (断水時間) を可能な限り短縮できるよう、作業手順、使用機器等を考慮のうえ、清掃に努めるものとする。
- エ 配管構造、電気配線、その他必要な箇所については、事前に現場を調査し、清掃を実施するものとする。
- オ 作業実施日は 5 月 2 5 日 (日)、予備日は 6 月 1 日 (日) とし、細部時程については監督官と調整すること。

(2) 清掃作業

- ア タンク内の照明、換気等に注意して事故防止を図ること。
- イ 槽内の沈殿物および浮遊物、並びに壁面等の付着物を除去し、洗浄すること。壁面等の付着物除去は、槽の材質に応じ適切な方法で行うこと。
- ウ 洗浄に用いた水は、完全に槽外に排出すること。また、槽周辺についても清掃を行うこと。
- エ 清掃終了後、水道引込管内等の停滞水および管内のもらい錆等が槽内に流水しないよう十分注意すること。
- オ 作業中は、建物、工作物等に損傷を与えないように注意すること。万一、損傷が生じた場合は、監督官に連絡すると共に、請負業者の責任と負担において速やかに復旧を行うものとする。

(3) 消毒

- ア 清掃終了後、塩素剤等を用いて槽内の消毒を行うこと。
- イ 消毒薬は、有効塩素 5 0 ~ 1 0 0 m g 濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液または同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いること。
- ウ 消毒は、槽内の全壁面、床および天井の下面について、消毒薬を噴霧により吹きつけるか、ブラシ等を利用して行うこと。
- エ 消毒に用いた水は、完全に槽外に排水すること。
- オ 消毒終了後は、槽内に人の立入を禁止する措置を講じること。

役務件名	高架水槽等清掃役務		
図面種別	仕様書 ( 1 )		
縮 尺	-	図面番号	1 / 3
松本駐屯地業務隊管理科		令和 7 年 4 月 2 日	



